

放送事業者から提出された意見書の概要

1 意見書提出日

5社とも平成19年7月30日

※ 以下では、下記の略号を用いる。

N T V : 日本テレビ放送網株式会社

T B S : 株式会社東京放送

C X : 株式会社フジテレビジョン

E X : 株式会社テレビ朝日

T X : 株式会社テレビ東京

2 放送事業者の「同意できない」とする主な理由

【放送の意図の観点からの理由】

- 放送の意図には、編成意図に限らず、放送される地域（地域性）も含まれる（N T V、E X）。
- 長野県は「放送を意図する地域」含まれない（T B S）。

【経営的・金銭的な観点からの理由】

- 同系列の放送事業者の視聴率等が下がることは、系列ネットワークの体制維持に悪影響を及ぼし、地元民間放送の無料番組視聴者が有料のケーブルテレビ番組を視聴せざるを得なくなる（T B S、E X、T X）。
- 地元放送事業者の経営や地元経済に打撃がある（T B S、E X）。
- 適正に番組を購入し、著作権を保有する地元放送事業者への番組販売ができなくなる（E X）。
- 著作権処理に問題がある（T B S、C X、T X）。

【制度的な観点からの理由】

- 区域外再送信そのものが県域免許制度に矛盾する（E X）。
- 裁定制度導入時に比べて、ケーブルテレビ事業の規模拡大等が進む中、大臣裁定制度及び5基準を見直すべき（E X）。
- 著作権法と有線テレビジョン放送法が不整合である（T B S、E X）。

【その他】

- 区域外再送信の視聴が常態化すれば、地域の災害情報等を見る機会を失い、地域住民に不利益を及ぼすため（E X）。

- 協議途中又は協議不十分な中での裁定申請は遺憾である（TBS、CX、TX）。
- 4波地域である長野県では情報格差は生じていない（TBS、CX、EX）。
- 再送信停止要請にもかかわらず、アナログ放送において、再送信を続けていることは、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に欠ける（NTV、TBS、CX、EX）。

以上